

新潟市一般廃棄物処理基本計画

概要版

未来のためにサイ挑戦！3Rが進むまち にいがた

令和2（2020）年3月

新潟市



はじめに

新潟市一般廃棄物処理基本計画は、本市の現状と課題を踏まえ、ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるために必要となる基本的な事項を定めています。

新潟市清掃審議会の答申を踏まえ、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指して、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディーゼズ）」といった国際的な潮流も考慮し、策定しました。

なお、計画は、ごみ処理の基本計画を定めたごみ処理編と生活排水処理の基本計画を定めた生活排水処理編で構成しました。

■ 計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき策定するものです。また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

■ 計画期間

令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年とします。

なお、令和6（2024）年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の推進体制

市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

【コラム】SDGs（エスディーゼズ）とは？

誰一人取り残さないとの誓いの下、2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケーター（指標）の3層構造で構成された持続可能な開発目標のことです。



新潟市ごみ減量推進キャラクター「サイチョ」



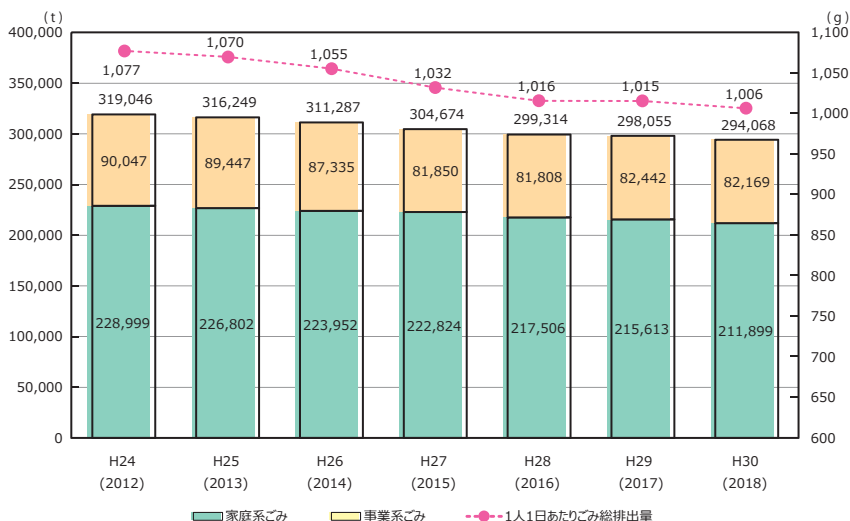


ごみ処理の現状と課題

ごみ処理の現状

■ ごみ量

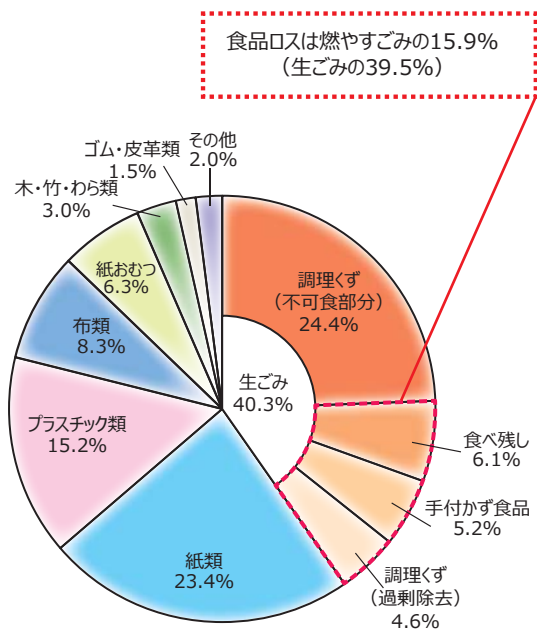
平成 24 (2012) 年度から平成 30 (2018) 年度までに、ごみ総排出量は 7.8% 減少し、1 人 1 日あたりのごみ総排出量も 6.6% 減少しています。



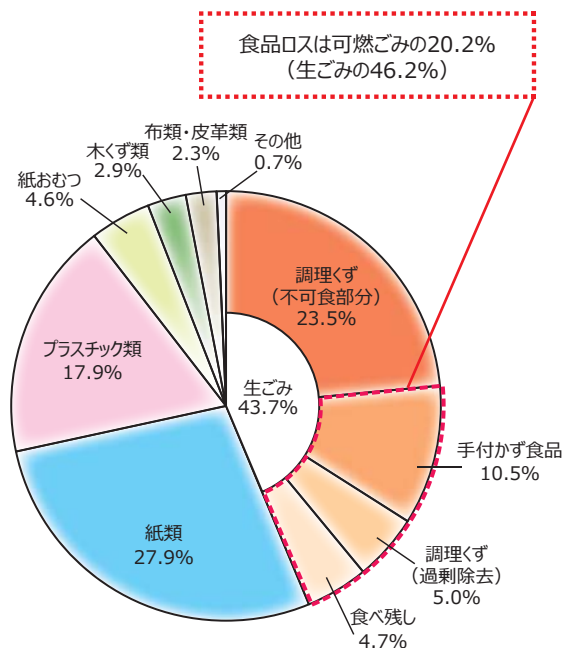
■ 家庭系燃やすごみ・事業系可燃ごみの組成

家庭系・事業系ともに生ごみが約 4 割（うち食品ロスが約 2 割）を占めています。また、紙類の約半分は新聞紙など分別すれば資源化できるものが含まれています。

家庭系燃やすごみの組成



事業系可燃ごみの組成



前計画の総括

前計画の概要

「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に、基本方針として「家庭系ごみを減らす 3R 運動の推進と三者協働」「事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」「違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」「収集・処理体制の整備」を掲げました。

また、取り組みを把握・評価するため、「家庭系ごみ量（1人1日あたり）」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」「最終処分量」の4つの数値目標を設定し、「廃棄物分野のCO₂排出量」を参考指標として設定しました。

前計画【平成 24（2012）年度～平成 31（2019）年度】

- ・新・事業系廃棄物処理ガイドライン（平成 27（2015）年 4 月）
- ・廃棄物の適正な分別・処理方法の周知（サイチョプレス、ごみ分別アプリなど）
- ・分別区分の統一
- ・使用済小型家電の拠点回収
- ・プラマーク容器包装、特定 5 品目への分別呼称の変更

など



前計画の効果【平成 30（2018）年度実績】

家庭系ごみ量

H24(2012)年度比
17,100t 減

事業系ごみ 排出量

H24(2012)年度比
7,878t 減

リサイクル率

H24(2012)年度比
0.5ポイント減

最終処分量

H24(2012)年度比
4,013t 減

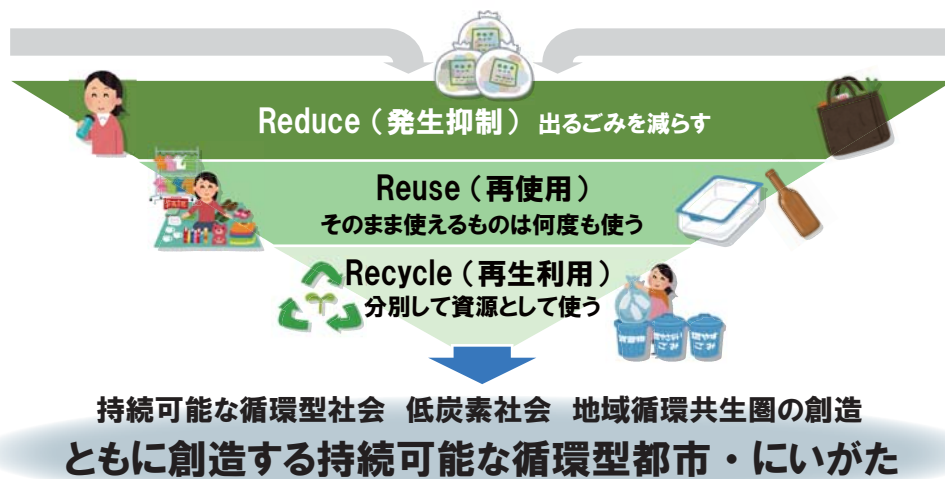
ごみ処理の課題

- ごみに資源化可能な品目が排出されているため、さらなる分別の推進が必要です。
- 食品ロスの削減に向けた取り組みを進める必要があります。
- 持続可能な収集体制のあり方を検討する必要があります。
- 安定的かつ効率的な処理体制を構築するため、施設の更新とさらなる統廃合を進める必要があります。
- 超高齢社会が想定されている中、市民に対する支援体制の整備について検討する必要があります。

ごみ処理の理念と目標

■ ごみ処理の理念

3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指すため、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を理念に掲げ、取り組みを進めます。



■ 施策の視点

本計画の施策構成に、横断的な5つの視点を掲げます。



環境

3Rの取り組み推進による環境負荷の低減



協働

市民・事業者・市の連携による仕組みづくり



安心

市民が安心できるごみ出し支援と災害時に備えた体制づくり



啓発

対象を意識した情報提供と提供手段の充実



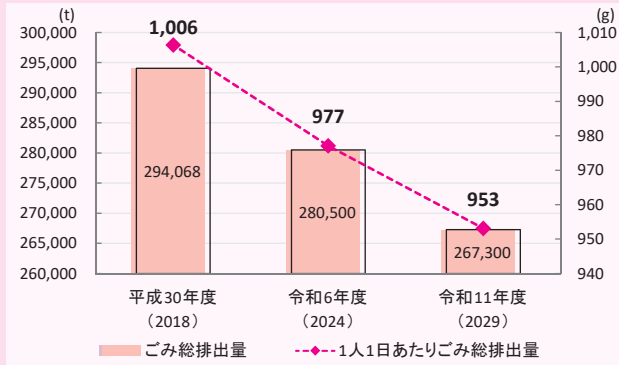
効率

費用対効果を考慮した効率的な施策の推進

■ 数値目標

1人1日あたりごみ総排出量

令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から53g以上減らします。



【53gの目安】

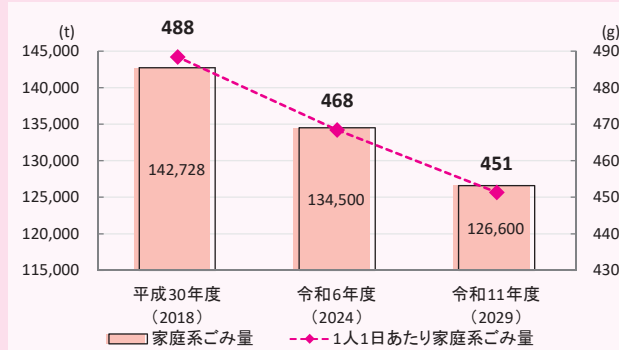
空の2Lペットボトル1本分



マイボトルを利用し、
使い捨て容器を削減しましょう！

1人1日あたり家庭系ごみ量

令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から37g以上減らします。



【37gの目安】

食パン1枚分



すべて食べきり、
食べ残しを減らしましょう！

■ 参考指標

最終処分量

平成30(2018)年度実績から
3,500t以上減らします。

【3,500tの目安】

約3,500m³
(小学校25mプール12杯分)



プール12杯分の最終処分量を削減できます。

廃棄物分野の 温室効果ガス排出量

平成30(2018)年度実績から
7,300t-CO₂以上減らします。

【7,300t-CO₂の目安】

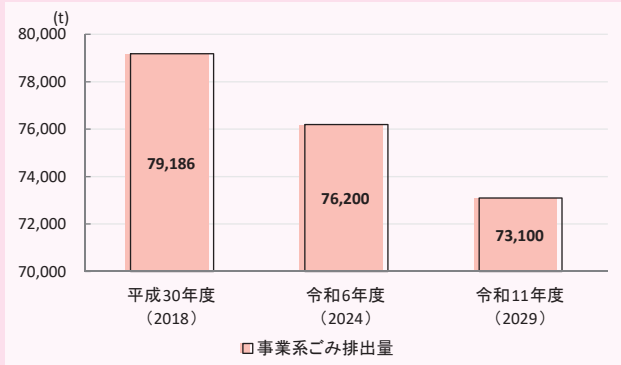
森1haが一年間に吸収する
二酸化炭素量の約830倍分



森830ha分の二酸化炭素量を削減できます。

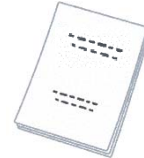
事業系ごみ排出量

令和 11(2029)年度までに平成 30(2018)年度実績から 6,100t 以上減らします。



【6,100tの目安】

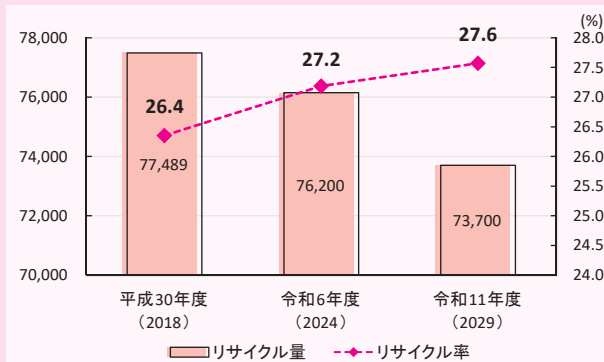
1 事業所 1 日あたり 500g
(A4 用紙 75 枚分)



ペーパーレス化に努めましょう！

リサイクル率

令和 11(2029)年度までに 27.6% 以上にします。



【27.6%の目安】

1 人 1 日約 13g を資源化
(チラシ 2 枚を雑がみに分別)



正しい分別をしましょう！

生ごみ量・食品ロス量

平成 30 (2018) 年度から生ごみ量を 9,200t 以上、食品ロス量を 6,700t 以上減らします。

【9,200tの目安】

1 人 1 日あたり 33g
(1 週間で卵 4 個分)



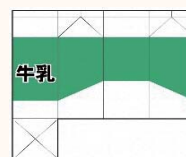
買い物前の冷蔵庫チェック、
期限表示の確認等を行いましょ！

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合

13.3% 以下にします。

【13.3%の目安】

1 人 1 日あたり 12g
(2 日で牛乳パック 1 つ分)



資源化できる紙類を正しく分別しましょ！

4

目標達成に向けた施策



施策1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

個別施策	具体的な推進策
リデュースの推進	環境にやさしい買い物・マイバッグ運動の推奨 マイボトルの利用促進 使い捨て食器の削減
生ごみ・食品ロスの減量	生ごみ減量運動の推進 食品ロスの削減
リユースの推進	リユース機会の提供



施策2 さらなる資源循環の推進

個別施策	具体的な推進策
リサイクルの推進	生ごみリサイクルの推進 事業所による資源化に向けた取り組みの推奨
古紙類の分別推進	家庭での古紙類分別の促進 事業系古紙類の資源化の徹底
資源物排出機会の提供	資源物の多様な排出方法の周知 効率的な資源物回収の実施

主な取り組み

- ・マイバッグ運動（レジ袋削減運動）
- ・エシカル消費の推進

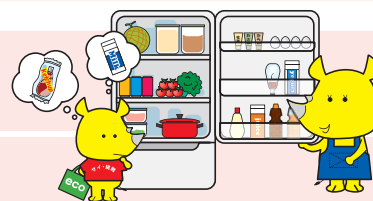
- ・マイボトル及びマイカップの推奨
- ・マイボトルを利用できる給水スポットの普及啓発

- ・リユース食器の普及啓発
- ・マイ箸の推奨



- ・生ごみ減量につながる講座の開催や啓発ガイドブックの作成
- ・生ごみ処理器購入費の補助

- ・「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」の拡大
- ・持ち帰り・小盛りメニューの提供などによる食べきり協力店の展開
- ・食品ロス削減につながる講座の開催
- ・フードバンク活動の支援



- ・フリーマーケットの開催
- ・リサイクル品の提供



主な取り組み

- ・段ボールコンポストの普及啓発
- ・乾燥生ごみの拠点回収
- ・地域における生ごみの堆肥化
- ・学校給食残さの資源化

- ・事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導
- ・事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催
- ・事業系廃棄物処理ガイドラインの見直し
- ・優良事業者を評価する制度の充実

- ・雑がみ分別の推進（SNS 等による啓発強化等）

- ・事業系古紙類の搬入規制

- ・資源物の拠点回収の実施（古紙類、ペットボトル、乾電池、古布・古着、使用済小型家電、廃食用油）
- ・集団資源回収の支援





施策 3 意識啓発の推進

個別施策

情報提供の充実

環境教育の推進

具体的な推進策

継続的で分かりやすい情報発信

対象を明確化した情報提供の強化

多様な手法による情報提供

情報媒体の多言語化

子どもを対象とした環境学習の充実

若年層への意識啓発

ごみ減量・資源化につながる教育環境の整備

施策 4 市民サービスの向上

個別施策

高齢者等への支援の充実

家庭系ごみ処理手数料の市民還元



具体的な推進策

高齢者等のごみ出しへの支援体制の整備とあり方検討

ごみ指定袋支給制度

三本柱（資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興）への活用と既存事業の見直し

新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討

効果的な活用方法の検討

主な取り組み

- ごみ分別百科事典の配布
- 家庭ごみの分け方・出し方の配布
- 家庭ごみ収集カレンダーの配布

- 地域向け出前講座の実施
- 大学及び専門学校での説明会の実施
- 集合住宅を対象とした啓発の実施
- 転入時のごみ出しに関する情報提供

- サイチョプレスの発行
- ごみ分別アプリ、ごみ分別検索サービスの配信

- 家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）の配布
- ごみ分別アプリの多言語化

- 未就学児や小学生向け出前授業の実施

- 大学や専門学校との連携強化

- 自治会などの団体に出前講座の実施
- イベントにおけるごみ分別の啓発
- 施設見学の実施



主な取り組み

- 高齢者等へのごみ出し支援

- 家庭ごみ指定袋の支給

【コラム】ごみ出し支援事業とは？

高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に代わり、他の主体がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組みです。本市では、ごみ出し支援を行う団体へ支援金を交付しています。（※利用者の費用負担はありません。）

各世帯からのごみ収集を確実にするだけでなく、生活の質の向上や見守り、孤独死の防止にもつながる取り組みであり、地域のつながりを醸成し、安心・安全で住みやすい地域づくりを目指す事業となっています。





施策 5 地域の環境美化の推進

個別施策	具体的な推進策
地域全体の環境美化の推進	環境美化活動の支援
	地域と連携した環境美化の推進
	環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発
ごみ集積場周辺の環境美化の推進	クリーンにいがた推進員の育成
	違反ごみ対策、安心安全なごみ出し環境の整備



施策 6 安定かつ効率的な収集・処理体制

個別施策	具体的な推進策
効率的な収集・運搬体制	収集・運搬体制のあり方検討
ごみ処理施設の統合及び更新	焼却施設の統合と更新
	破碎・選別施設のあり方検討



施策 7 低炭素社会に向けた体制整備

個別施策	具体的な推進策
低炭素社会に向けた処理施設の活用	廃棄物エネルギーの利活用
	発電電力の地産地消
廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進	バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討



施策 8 大規模災害に備えた体制整備

個別施策	具体的な推進策
災害廃棄物処理計画に基づく体制整備	新潟市災害廃棄物処理計画の実効性の確保
	新潟市災害廃棄物処理計画の見直し検討
災害時も稼働できる処理施設の整備	災害時にも稼働できる焼却施設の整備
	廃棄物施設の防災拠点としての活用検討

主な取り組み

- 地域清掃活動等への補助
- ボランティア清掃等における臨時ごみの処理
- ごみ集積場の設置等にかかる補助
- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討（SNS 等による啓発強化等）
- ぼい捨て防止対策
- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討（SNS 等による啓発強化等）
- クリーンにいがた推進員の育成
- 清掃事務所職員による定期パトロール
- 各区における個別の不法投棄対策の支援
- 持ち去り禁止看板の設置
- 関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まり
- 違反ごみ対策シールの作成



【コラム】クリーンにいがた推進員とは？

自治体・町内会の推薦により選出され、ごみの適正な分別・排出や 3Rの推進など、地域の環境美化を担うリーダーとして活躍している方々です。

活動をする際は、クリーンにいがた推進員であることが識別できるように、緑のベストを着用しています。

主な役割は、

- ごみ集積場でごみ出し時間に立ち会って分別の指導や説明をすること
- 地域と行政とのパイプ役として、地域の環境問題の解決を図ること
- 地域の一斉清掃や植栽活動などに率先して参加し、美化意識の向上を促進すること

などが挙げられます。

そのほかにも、自治会だよりや回覧板を使用して正しい分別方法を周知するなど、クリーンにいがた推進員の日々の活動によって地域の清潔が保たれています。



5

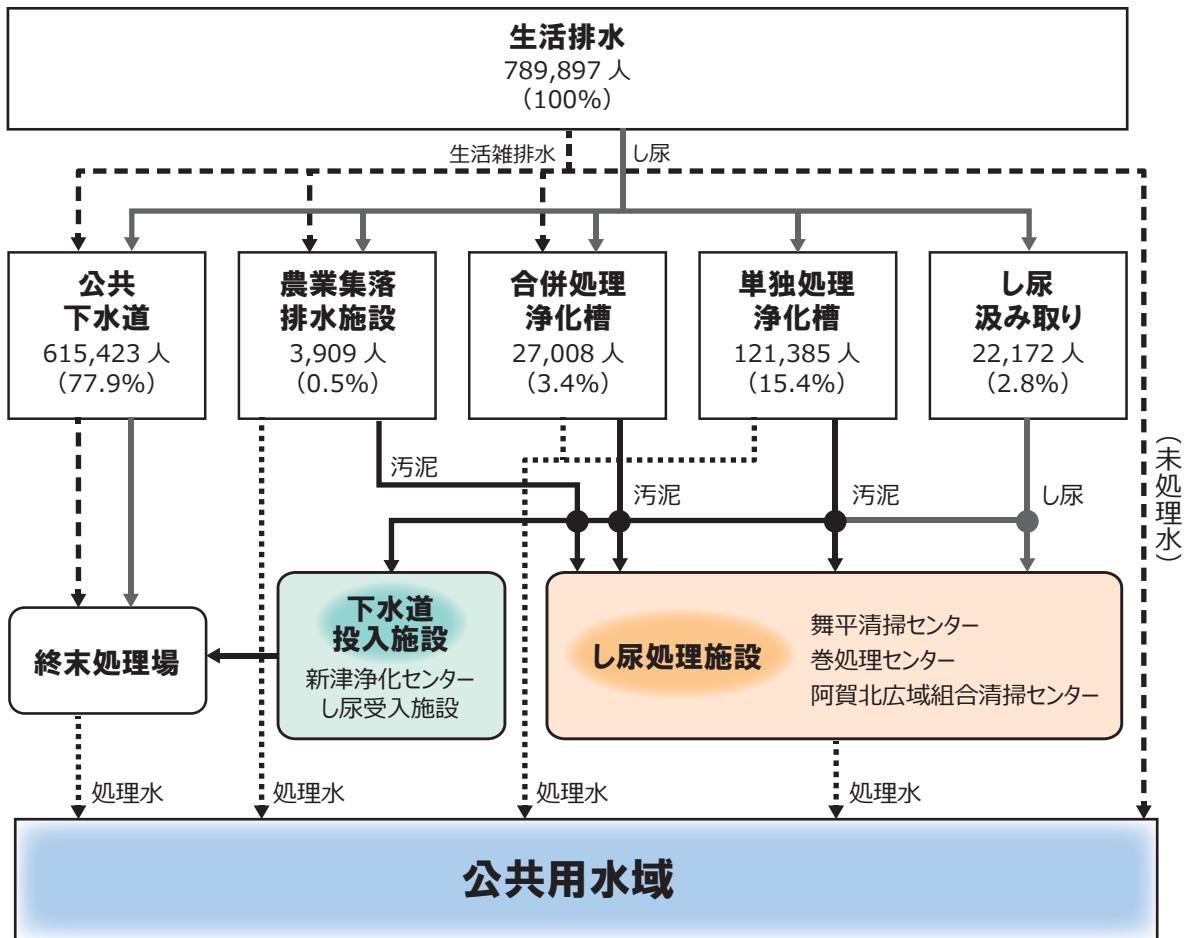
生活排水処理について

■ 計画の位置づけ

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の2つに大別されます。し尿は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽及びし尿処理施設において全量処理されています。

生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理されています。単独処理浄化槽及びし尿汲み取りは、生活雑排水を未処理で河川などの公共用水域に放流するため、水環境にとって大きな負担をかけます。

平成30(2018)年度の処理形態別人口について、計画処理区域内人口789,897人のうち、81.8%(646,340人)は、生活排水が適正に処理されています。また、公共下水道の普及などにより、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は年々減少しています。



■ 生活排水処理の理念と目標

水環境を保全し、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」の理念のもと、市民・事業者・市が一体となって持続可能な循環型社会を構築します。

本計画は、3つの方針に基づく5つの施策により、持続可能な生活排水処理を目指します。

公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、生活排水処理率 85.0% を目標とします。

■ 生活排水処理の方針



方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

施策	推進策
公共下水道等への接続の推進 合併処理浄化槽の普及推進	持続可能な生活排水処理が進められるよう、地域の状況に合わせて、公共下水道及び合併処理浄化槽を整備し、総合的な処理対策を推進します。



方針2 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

施策	推進策
生活排水処理施設の整備・統合に向けた検討	社会情勢・人口推移を考慮し、生活排水処理施設の整備等により効率的で効果的な処理体制の構築を図ります。



方針3 環境保全のための広報啓発の推進

施策	推進策
市民への広報啓発の推進 環境教育の推進	水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。



新潟市一般廃棄物処理基本計画 概要版
令和2（2020）年3月

編集・発行 新潟市環境部循環社会推進課
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL 025-226-1391
FAX 025-230-0660
E-mail junsui@city.niigata.lg.jp